

学校法人城西大学情報セキュリティ基本規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人城西大学（法人本部、城西大学、城西短期大学及び城西国際大学をいう。以下「本法人」という。）の情報セキュリティに関し、本法人の全ての構成員（役員等、教職員等及び学生等）が遵守すべき基本的事項を規定し、本法人の統一的かつ全組織的な情報セキュリティの維持・向上を実現することにより、学校管理運営の質的向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本法人が管理するすべての情報資産の情報セキュリティの維持・向上は、この規程に則って行う。

2 本法人の構成員に関する個人情報について、この規程よりも高度なものを求める部分については、別途定める個人情報取扱に関する規程やプライバシーポリシー等に基づくものとする。

(用語定義)

第3条 この規程における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 情報セキュリティとは、本法人が管理する情報資産を安全に保護することをいい、情報資産の機密性、完全性、可用性を確保することをいう。
- (2) 本法人が管理する情報資産とは、本法人が管理するすべての情報資産をいい、本法人の所有する情報だけでなく、外部から正当に入手し管理する情報資産も含むものとする。
- (3) 役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び顧問をいう。
- (4) 教職員等とは、業務規則等に定める専任・非専任の教職員のほか、派遣契約により本法人において就労する者を含む。
- (5) 学生とは、本法人において修学するすべての者（留学生、科目等履修生、研究生及び特別聴講学生等を含む）をいう。
- (6) 機密とは、第15条により機密区分が「極秘」または「秘」に区分されたものをいう。
- (7) 開示とは、手段・方法のいかん、本法人内外を問わず、特定の相手方または不特定多数の相手方に送信、伝達、送付、表明し、または示すことをいう。
- (8) 公表とは、不特定多数の他者に開示することをいう。

第2章 情報セキュリティ保全の基本的責務

(情報セキュリティ関連義務)

第4条 本法人の全ての構成員は、学校法人城西大学情報セキュリティ基本方針を遵守し、本法人が管理する情報資産のセキュリティを保全しこれに対する注意義務を負う。

(情報の不正入手の禁止)

第5条 本法人の全ての構成員は、外部に帰属する情報を非合法にまたは社会的批判を招く手段により入手してはならない。また提供を相手方に強要したり、相手方の申し出を受諾したりしてはならない。

(本法人保有情報の不正利用等の禁止)

第6条 本法人の全ての構成員は、本法人が管理する情報を本法人業務以外の目的に利用してはならない。

2 本法人の全ての構成員は、本法人が管理する情報の使用目的が限定されているかどうかを確認する義務を負い、使用目的が限定されている場合は、その目的以外に使用してはならない。

3 本法人の全ての構成員は、情報取扱に関するすべての法令等を遵守しなければならない。

なお、本規程よりも厳しい法令等は本規程に優先して従わねばならないものとする。

(業務委託先への業務依頼)

第7条 業務遂行上必要な場合に限り、第8条に規定する情報セキュリティ委員会の承認を得て、本法人が管理する情報にかかる業務の一部または全部を委託することができる。

ただし、この場合、委託する業務内容は、職務遂行上必要な範囲に厳しく限定するとともに、業務委託先におけるその守秘義務及び複製物の取扱い方法を含む、本法人が管理する情報の情報セキュリティを規定した秘密保持契約書を、第8条に規定する情報セキュリティ委員会の承認を受けた内容により業務委託先と締結し、これを履行させなければならない。

2 業務委託先に本法人業務を委託した場合、当該業務終了後の本法人が管理する情報及びその複製物の返却・廃棄等の処理結果を文書等により確認しなければならない。

第3章 情報セキュリティの推進体制

(本法人の情報セキュリティ統括)

第8条 本法人に情報セキュリティ最高責任者（以下「CISO」という。）を置き、CISOは、本法人の情報セキュリティを統括するとともに、その責任を負う。

2 CISOは、本法人における情報セキュリティに関する意思決定機関として、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

3 CISOは、学校法人情報化推進センター規定により定める情報化推進センター所長が兼務し、同情報化推進センターが委員会の役割をになう。

(情報セキュリティの徹底)

第9条 委員会は、業務環境の変化、情報技術の進展等に対応し、関係機関等と密に連携し、本法人における統一かつ全組織的な情報セキュリティの維持・向上に努めなければならない。

(情報セキュリティの総括責任者)

第10条 情報セキュリティ総括責任者（以下「総括責任者」という。）として、城西大学学長、城西短期大学学長、城西国際大学学長及び法人本部事務局長は、担当する大学等における情報セキュリティの維持・向上の推進を総括するとともに、その責任を負う。

2 総括責任者は、各大学等部局における情報セキュリティに関する責任者として、情報セキュリティ責任者を置き、各大学等部局の長をもってあてるものとする。

(プロジェクト等の情報セキュリティ管理)

第11条 複数の大学等がプロジェクト等を編成して職務を遂行する場合、そのリーダーは、当該プロジェクトに関する情報セキュリティ責任者となるとともに、情報セキュリティの維持・向上につき全般的責任を負い、必要な措置を講じなければならない。

第4章 情報セキュリティ推進方針

(基本方針)

第12条 本法人が管理する情報資産は、許可された者が正しい内容の情報を必要な時に利用できる状態に保つとともに、安全に管理し保護しなければならない。

(情報セキュリティ対策基準)

第13条 CIS0及び委員会は、情報セキュリティの確保のために実施すべき対策及びそのセキュリティ水準の維持・向上を目的として、情報セキュリティ対策基準を定めるものとする。

2 情報セキュリティ対策基準には、次の各号の事項が規定されるものとする。

- (1) 情報資産の管理に関すること
- (2) 人的資源のセキュリティに関すること
- (3) 物理的及び環境的セキュリティに関すること
- (4) 通信及び運用管理に関すること
- (5) アクセス制御に関すること
- (6) システムの取得・開発及び保守に関すること
- (7) 情報セキュリティインシデントに関すること
- (8) 事業継続マネジメントに関すること
- (9) 遵守（コンプライアンス）に関すること

(情報セキュリティの具体的な方法)

第14条 情報セキュリティの具体的な維持・向上の方法は、別途総括責任者が定める情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）によるものとする。

2 総括責任者は、CIS0の承認を得た後、実施手順を、この規程とともに大学等内に施行し、徹底しなければならない。

3 情報セキュリティの具体的な維持・向上の方法は、情報セキュリティ対策基準並びに、この規程および関連諸規程に準拠するとともに、関係諸法令等に示された基準を満たすものでなければならない。

(情報の機密区分)

第15条 本法人が管理する機密情報は、機密の程度に応じ、文書取扱規程等により、「極秘」、「秘」に区分される。

- 2 「極秘」及び「秘」に区分される機密情報の取扱いは、文書取扱規程等によるほか、実施手順によるものとする。

(機密保持契約等に基づく機密の管理)

第16条 外部の法人等が契約書、誓約書等により機密保持を必要とする場合においては、その契約は必ずCISOの承認を得なければ締結してはならない。

また、かかる契約に基づき受領する相手方の情報については、その契約に基づき、これを管理するとともに、本法人内管理においては、この規程により管理するものとする。

(外部所有の情報へのアクセス等の管理)

第17条 外部から開示を受けた情報へのアクセス等の管理は、所有権が本法人にないことに鑑み、本規程を遵守することに加え、開示にかかる契約書、誓約書等がある場合には、それらに基づき、厳重に行わなければならない。

(本法人が管理する情報の外部への開示等)

第18条 本法人が管理する情報の外部への開示は、機密区分に応じて情報セキュリティ責任者の許可がなければ行ってはならない。

- 2 機密情報の外部への開示に関し、前項許可に加え、その担当する総括責任者は自らの許可を必要とする情報を指定することができる。

- 3 機密情報の外部への開示にあたって、機密保持を必要とする場合は、機密保持契約を締結しなければならない。

なお、その実行については、第16条を準用する。

- 4 役員等及び教職員等は、退任または就労の関係がなくなった後も、在職中に知り得た機密情報を他に開示したり不正に使用したりしてはならない。

(不測事態への対処)

第19条 情報セキュリティに関して不測の事態が発生するおそれのある場合、または発生した場合には、法人全体に影響を及ぼすなど重大な場合を除き、総括責任者は関係部門と連携をとり、別途定める不測事態への対処に関する規程等により、これに迅速に対処するものとする。

この場合においては、CISOに対し、必要に応じて報告をし、指示を受けるものとする。

- 2 法人全体に影響を及ぼすなど重大な場合には、前項の対処は、CISOが行うものとする。

(情報セキュリティ教育)

第20条 本法人が管理する保有情報の維持・向上策の一環として、役員等、教職員等及び学生等に対し情報セキュリティの必要性・重要性への意識を高めるべく啓発し、具体的に現場で実践できるようにCISOは必要な教育・研修を計画し、実行しなければならない。

- 2 CISOは、関連する外部協力業者に対しても必要に応じて前項の施策を講じるものとする。

第5章 情報セキュリティの監査

(情報セキュリティの監査)

第21条 総括責任者は、毎年1回計画的に担当している大学等における情報セキュリティの維持・向上の

管理実態の監査を行い、その結果をCISOに報告するものとする。

- 2 委員会は、関係部門と協力し、前項の実施状況の監査及び情報セキュリティの状況にかかる特別監査を行うものとする。

(機密保持契約等にかかる立入検査等)

第22条 本法人が機密保持契約を締結し、本法人保有情報を契約相手方に開示する場合においては、相手方において適切に保全・管理されていることを実地に監査・検査するため、本法人は立入検査権を契約文書に規定し、かかる権利を確保しなければならない。

- 2 総括責任者は、前項により必要に応じ立入検査を実施し、結果をCISOに報告する。
- 3 第1項記載の同様文言に基づき検査権を相手方が有する場合で、相手が立入検査を求めた場合、該当する総括責任者は、誠意をもってその検査に応じなければならない。

第6章 罰則

(懲戒)

第23条 教職員等が故意または重大な過失により、この規程に違反し、業務規則等に定める各種懲戒に該当する場合は、同規則等により措置される。

- 2 役員等については、寄附行為等に照らして理事会において措置を決定するものとする。

付 則

(施行日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。